四日市市消防本部訓令第1号

四日市市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成29年2月22日

四日市市消防長 山 本 良 也

四日市市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程 四日市市消防署の組織に関する規程(昭和59年四日市市消防本部訓令第3号)の 一部を次のように改正する。

改正後(分署等の名称及び位置)第2条 消防署に次の分署及び出張所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。(略)四日市市北消防署北西出張所四日市市場町3039番地3四日市市南消防署南部分署四日市市大字泊村字西奥4184番3四日市市南消防署西南出張所四日市市山田町1373番地3

改正前 (分署等の名称及び位置) 第2条 消防署に次の分署及び出張所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。 (略) 四日市市北消防署北西出張所 四日市市市場町3039番地3 四日市市南消防署西南出張所 四日市市山田町1373番地3

改正後	改正前	
(組織)	(組織)	
第3条 消防署及び分署に、次の係を置	第3条 消防署及び分署に、次の係を置	
< ∘	< ₀	
消防署 指導係、消防救助第1係、消防	消防署 指導係、消防救助第1係、消防	
救助第2係、消防救助第3係、救急係	救助第2係、消防救助第3係、救急係	

中央分署·西分署<u>·南部分署</u>消防第1 係、消防第2係、消防第3係 朝日川越分署 指導係、消防第1係、消 防第2係、消防第3係 中央分署·西分署 消防第1係、消防第2係、消防第3係 朝日川越分署 指導係、消防第1係、消 防第2係、消防第3係

改正後									
	別	表(第5条	· (第5条関係)						
	署(分署)又は係)又は係	事務分掌					
		(略)							
		北消防署	(略)						
		朝日川越							
		分署							
		南消防署	消防係	(1) 各消防署の指導係の項第1号から第5号まで、					
		南部分署		各消防署消防救助係の項各号及び各消防署救急係の					
				項各号に掲げる事務					
				(2) 分署の庶務に関すること。					

改正前						
	別	別表(第5条関係)				
		署(分署)又は係	事務分掌		
		(略)				
		北消防署	(略)			
		朝日川越				
		分署				

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)